

2023年1月1日以降始期用

ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)特殊包括契約/倉庫業者様用のご案内

2023年01月30日

このご案内は「特殊包括契約/倉庫特約付帯用」です。

目次

- 1. 企業財産総合保険(特殊包括)/倉庫業者様用の特長
- 2. 保険の対象
- 3. 自動補償(「倉庫内の他人の貨物」の在庫変動)
- 4. 補償内容
- 5. お支払いする保険金
- 6. 合理的な保険設計

1. 企業財産総合保険(特殊包括)/倉庫業者様用の特長

概要

- 火災保険を契約する場合は、保険期間を通じて一定の保険金額を設定することが一般的です。
- しかし、絶えず在庫価額が変動する寄託貨物 (注) を保険の対象とする場合は、設定された保険金額が在庫価額に対して過大または過少な状態になってしまうため、保険料を余分にお支払いただくケースや、罹(り) 災時に十分な保険金の支払いを受けられないケースが生じます。
- 企業財産総合保険(特殊包括方式)は、最近1年間の在庫実績により算出した保険料で、在庫変動があっても実際の価額を過不足なく補償します。
 - (注) 寄託契約によって倉庫建物内に保管する他人の貨物をいいます。

在庫変動の通知不要

在庫の変動を都度通知いただく必要はありません。契約更改の都度、最近1年間の平均在庫価額を通知いただきます。

変動する在庫に対応した自動補償

特長

保険期間中に在庫が変動した際も、ご契約時に定めた協定保険価額が自動的に修正されるため、在庫高が増加した場合でも付保もれなく補償されます。ただし、お支払いする保険金の額はご契約時に定めた支払限度額が限度となります。

実績に応じた保険料負担(保険料の精算不要)

最近1年間の平均在庫価額に応じた保険料となることから、精算を行う必要がなく、実績に応じた保険料負担となります。

※保険契約が長期契約の場合は、始期応当日ごとに協定保険価額を見直し、将来部分の保険料を再計算して、差額を精算します。ただし、「商品・製品等不精算方式特約」を付帯することにより、始期応当日ごとの協定保険価額の見直し・精算が不要となります(詳細はP.5をご参照ください)。

2. 保険の対象

保険の対象

「寄託契約によって倉庫建物 (注1) 内に保管する他人の貨物」を保険の対象として補償します。

- (注1) 倉庫業を営む皆さま (注2) が占有する建物で、主務官庁の登録、または主務官庁の営業認可を得た倉庫建物 (屋外のタンク、屋外のサイロ、および野積の場所を含みます。) をいいます。
- (注2) 倉庫業法にもとづき倉庫業を営んでいる方、または中小企業協同組合法、水産業協同組合法あるいは農業協同組合法にもとづき倉荷証券の発行を許可されている協同組合をいいます。



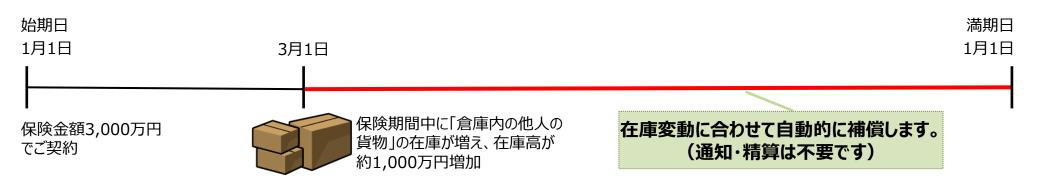
ご確認いただきたいポイント

(実際にご契約いただく場合には、次の①・②をいずれも満たす必要があります。)

- ①倉庫業者等の保管貨物以外の保険の対象(建物、設備・什器等)が 含まれていないこと
- ②明記物件が含まれていないこと

3. 自動補償「倉庫内の他人の貨物」の在庫変動(1年契約)

「倉庫内の他人の貨物」の在庫が変動した場合の例(1年契約)



	「倉庫内の他人の貨物」の自動補償	
自動補償の対象	保険期間中に在庫高が変動した際も、ご契約時に定めた協定保険価額 (注1) が自動的に修正されるため、在庫高が増加した場合でも付保もれなく補償されます (注2)。	
自動補償の期間	保険期間の中途において「倉庫内の他人の貨物」の在庫が変動した日から保険期間終了時まで	(注1) 契約手続き時にお客 申告いただく、把握す 近1年間の平均在原 もとに弊社との間で協 保険価額をいいます (注2)
自動補償の通知	不要	
自動補償の精算	不要	お支払いする保険会 ご契約時に定めたる 額が限度となります。

客さまから 屋可能な最 E庫価額を 協定した

金の額は 支払限度



3. 自動補償「倉庫内の他人の貨物」の在庫変動(長期契約)

「倉庫内の他人の貨物」の在庫が変動した場合の例(5年長期契約)

満期日 始期応当日 始期日 在庫変動に合わせて自動的に補償します。 2023年 2024年 2028年 (ただし、毎年度、協定保険価額の見直し 1月1日 1月1日 1月1日 3月1日 が必要です) 保険期間中に「倉庫内の他人の 保険金額3,000万円 始期応当日ごとに協定保険価額を見 でご契約 貨物」の在庫が増え、在庫高が 直し、将来部分の保険料を再計算して 約1,000万円増加 差額を精算

「今中中の出しの化物」の白針は冷

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
自動補償の対象	保険期間中に在庫高が変動した際も、ご契約時に定めた協定保険価額 (注1) が自動的に修正されるため、 <u>在庫高が増加した場合でも付保もれなく補償されます</u> (注2)。		
自動補償の期間	保険期間の中途において「倉庫内の他人の貨物」の在庫が変動した日から、その日の属する保 年度が終了する日まで		
自動補償の通知	不要		

協定保険価額の 見直し

自動補償の精算

不要

最近1年間の平均在庫価額をもとに、 毎年度、協定保険価額を見直し、 将来部分の保険料を再計算して差額を精算します。 (保険期間終了後の確認・精算はありません。)

「商品・製品等不精算方式特約」を付帯すると、協定保険価額の見直し・精算が不要となります! 是非ご検討ください!

(注1)

契約手続き時に お客さまから申告 いただく、把握可 能な最近1年間 の平均在庫社と同 で協定した保 で協変した保 (注2) お支払いする保 険金の額はご支 約時に定めたと 払限度額が限度

となります。



4. 補償内容① 選べる補償(損害保険金)

選べる補償で自由に保険を設計できます。

◎: 基本補償 ○: 選べる補償

	補償の対象となる事故 (特約等)	補化	賞の選択	
損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発			
	② 風災、雹(ひょう)災、雪災危険補償特約	0		
	③ 水災危険補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	浸水条件無·実損払	
			浸水条件有·実損払	
			浸水条件有·定率払	
	④ 盗難・水濡れ等危険補償特約 ・盗難 ^(注) ・水濡れ・物体の衝突等 ・騒擾 (じょう) 等			
	⑤ 破損・汚損等危険補償特約		0	

(注) 商品・製品等の盗難は、「商品・製品等盗難危険補償特約」を付帯することにより補償されます。 保険の対象となる「倉庫内の他人の貨物」は、「屋内商品・製品等」とみなして、普通保険約款およびこれに付帯される 特約を適用します。

4. 補償内容② 選べる補償(費用保険金等)

選べる補償で自由に保険を設計できます。

◎: 基本補償 ○: 選べる補償

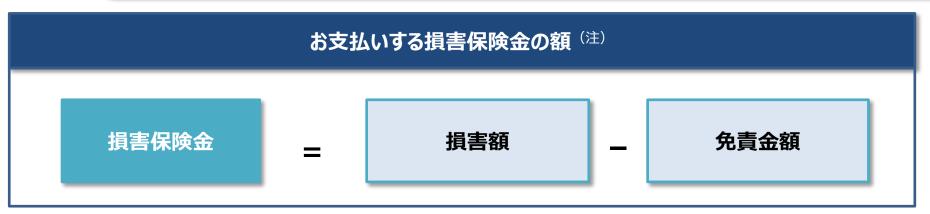
	補償の対象となる事故 (特約等)	補償の選択	
費	⑥ 臨時費用補償特約	○ * 右記より いずれかを選択	10%払
			30%払
	⑦ 残存物取片づけ費用補償特約	0	
甩	⑧ 修理付帯費用補償特約	0	
費用保険金等	⑨ 失火見舞費用補償特約	0	
	⑩ 地震火災費用補償特約	○ *右記より いずれかを選択	300万円限度型
			2,000万円限度型
	⑪ 損害防止費用	©	
	⑫ 安定化処置費用補償特約	©	



5. お支払いする保険金

損害保険金

- ●お支払いする損害保険金は、「支払限度額」を限度に、下記の算式によって算出した額と なります。
- ●損害保険金のお支払方法は、「支払限度額・免責金額設定方式」となります。



(注) 一部の特約は、損害保険金の計算方法が異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

費用保険金

特約の付帯等により費用保険金等をお支払いする場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の お支払先

契約者である倉庫業者等を経由して保険金をお支払いします。ただし、被保険者(寄託者)または第三者から直接保険金の請求を受けた場合は、その旨を契約者(倉庫業者等)へ通知の上、 支払先等を変更する場合があります。

6. 合理的な保険設計 支払限度額と免責金額

リスク実態に合わせて、補償の内容ごとに支払限度額・免責金額を設定することで、必要な補償の確保や、保険料の削減が可能です。

支払限度額の設定

1事故あたりの支払限度額について、予想最高在庫価額をもとに設定します。

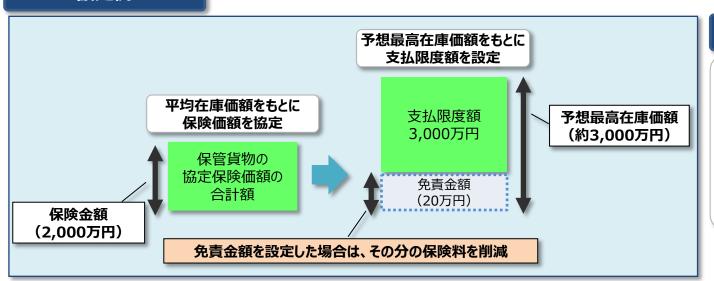
免責金額の設定

1事故あたりの免責金額を設定することで、軽微な損害を補償対象外とします。

損害保険金(注)は、損害の額から免責金額を差し 引いた額を、支払限度額を限度にお支払いします。

(注) 一部の特約は、損害保険金の計算方法が異なる場合があります。 詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

設定例



お支払い例

●協定保険価額 : 2,000万円

●支払限度額 : 3,000万円

●1,500万円の損害があった場合 (免責金額20万円の場合)

*協定保険価額は自動的に修正

1,500万円 <支払限度額3,000万円 1,500万円から免責金額の20万円を差し引き、 1,480万円をお支払いします。

*損害保険金算出の概要を表示したものです。 詳細は、普通保険約款および特約の規定によります。



お問い合わせ先

取扱代理店 あおば総合保険株式会社

(所在地) 千葉県千葉市中央区青葉町1234-18

(TEL) 043-208-1635

(FAX) 043-301-3954

yotuba@aobanomori-hoken.com

この企画書はビジネスプロパティ(企業財産総合保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、 支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、日新火災ホームページ(https://www.nisshinfire.co.jp/)に掲載しているビジネスプロパティ パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

